死亡労働災害速報(令和6年6月)

(建災防宮城県支部)

枯木の幹が落下し頭部に激突			
発生年月	令和6年6月18日(火)午後1時40分頃		
業種	その他の工事業	事業場規模	10名未満
事故の型	飛来・落下	起因物	立木

発生状況

気仙沼市内の電線接近木材伐採作業において、被災者(男性 56 歳)は、電線付近の枯れ木(樹高約 20m 胸高約 60 cm)の根本付近をチェーンソーで切断していたところ、切断した衝撃によって枯れ木の幹の上部が折れ、被災者の頭部に落下した。被災者は保護帽を着用していた。また、近くにいた 50 際代の同僚作業員にも当たり左足を骨折する重傷を負った。(マスコミ報道等による)

(関係機関で調査中であり、一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載し ているものではありません。)

- 1. 伐倒作業では、伐倒木が裂ける、伐倒方向が変わるなどの事故が多いことから、**伐倒作業の 安全な作業手順、作業方法の基礎知識**をもとに、安全ミーティングを実施すること。
- 2. 伐倒作業を行わせる場合は、立木の大きさ、形状、地形等を調査し、作業計画を立てさせるとともに、伐倒予定木の伐倒方向を変化させるような、つるがらみ、偏心状態や枝がらみの状態、枯れ木及び頭上に落下しそうな枯れ枝がないかを確認し、これに応じた作業計画、作業手順を確認すること。
- 3. **伐倒作業の前に、退避場所をきめ、退避路を確保すること**。とっさの時に退避の妨げにならないよう足元を片付けておくこと。退避場所は、伐倒方向の反対側の上方で伐倒木から3m以上離れた立木の陰などを選び、立木が倒れはじめたら直ちに退避すること。(伐倒作業者以外は、立木の高さの2倍相当の距離の半径は立入禁止とする。)
- 4. 枯れ木は、中が空洞になっているなど、振動を与えると幹が折れる、引っ掛かっていた枯れ 枝があることもあるから、**予め当該対象木の状態を確認すること。伐**倒作業にあたっては振 動を与えない、樹冠や枝の動きに注意し、慎重に作業にあたること。また、ツルが効かず伐 倒方向が定まらないこともあり、けん引ロープの使用、退避のタイミング・距離に注意する 必要があること。(状況に応じて、安全な位置に監視人を置いて、枝や樹冠の動きを監視し、 退避の指示などを行わせること。)
- 5. チェーンソーにて、立木の伐倒作業を行なわせる場合は、労働安全衛生規則に係る特別教育 (令和2年8月より教育科目が追加)を修了した者に従事させること。また、立木の大きさ、 形状等状況に応じて、同教育修了者でも、十分な技能を有する者を配置すること。
- 6. 本体工事の準備段階で伐開作業等がある場合、専門業者に請け負わる場合でも、元方事業者 として、**統括管理の範囲にあること留意**のうえ、協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業 場所の巡視、及び作業計画の作成指導について留意すること。

災害防止対策

20241122 建災防宮城県支部